

令和 2 年 6 月 30 日
国土交通省中部地方整備局

国土交通省が所有する港湾施設の実地監査結果の公表

国土交通省が公共用財産として所有する港湾施設は、港湾法第 54 条又は第 54 条の 2、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第 4 条第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは沖縄振興特別措置法第 108 条第 6 項又は第 8 項の規定に基づき港湾管理者にその管理を委託しています。

国土交通省が港湾管理者にその管理を委託した港湾施設は、港湾管理者により適正に一般公衆の利用に供され、適時適切な維持管理がなされる必要があります。

そこで、中部地方整備局では委託した港湾施設の管理の状況について、港湾法施行令第 17 条の 9 の規定に基づき監査を実施し、管理の適正化が図られるよう努めているところです。

平成 23 年度以降に中部地方整備局で実施した監査の結果、以下のとおり、是正を要する事項が見受けられましたので、内容、処理方針及び措置状況を公表します。

なお、是正を要する事項については、今後とも、管理の適正化を図る観点から可能な限り早期に処理するべく努めて参ります。

● 港湾法施行令第 17 条の 9 の規定に基づく実地監査結果(中部地方整備局)

別添のとおり

● 問合せ先

国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部
港湾管理課 加藤、相田 Tel 052-209-6320

(別 添)

港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果(中部地方整備局)

問合せ先
港湾空港部 港湾管理課 管理係

連絡先
052-209-6320

	港湾名	港湾 管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
平成26年度 実地監査分	衣浦港	愛知県	中央埠頭 西6号岸壁	エプロンにおいて、局所的にコンクリート 舗装が剥離し、ひび割れや損傷が見ら れ、排水設備において排水溝のふたが欠 損していた	補修	未処理:H28年度より補修中 排水設備は措置済
平成25年度 実地監査分	衣浦港	愛知県	外港地区 東防波堤	上部コンクリートに局所的な鉄筋欠損、剥 落箇所が見られる	補修	未処理:H27年度より補修中
平成24年度 実地監査分	衣浦港	愛知県	緑地敷	他の用途に使用されている	是正処理	未処理:R2年度以降処理予定
	四日市港	四日市港 管理組合	第2埠頭 南側棧橋	脚柱ケーソンの劣化により、エプロン全域 に渡り車両等の通行を制限している	通行制限継続及び早 期対応検討	未処理:使用停止中 安全対策措置済
	四日市港	四日市港 管理組合	東防波堤	局所的にパラペット壁に鉄筋の損耗、コン クリートの剥離が見られる	補修	未処理:H27年度より補修中 安全対策措置済